

---

# SHK制度における木材の炭素貯蔵量の取扱い について

---

令和7年5月27日

環境省

# 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の概要

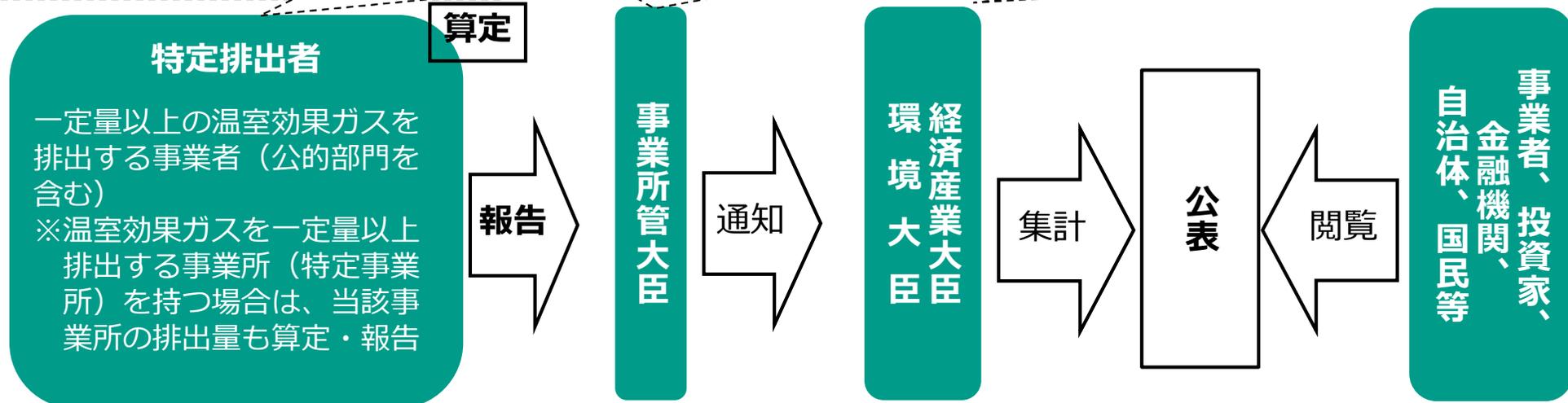
- 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（以下「SHK制度」という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）に基づき、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者に、自らの排出量の算定と国への報告を義務付け、報告された情報を国が公表する制度。
- 排出者自らが排出量を算定することによる自主的取組のための基盤の確立と、情報の公表・可視化による国民・事業者全般の自主的取組の促進・気運の醸成、を制度の目的とする。

## SHK制度の算定・報告から公表までの流れ

①対象となる事業者（特定排出者）は、自らの前年度の排出量を算定し、自らが行う事業を所管する大臣に報告

②事業所管大臣は、報告された情報を環境大臣・経済産業大臣に通知

③環境大臣・経済産業大臣は、通知された排出量とその関連情報を公表



※ 排出量の増減理由や排出削減の取組内容など、排出量に関連する情報も任意で報告可能。

※ 特定排出者は、自身の排出量が公表されることで自身の権利利益が害される恐れがあると思料する場合は、事業所管大臣に権利利益の保護を請求することが可能。

※ 報告義務違反又は虚偽報告に対しては罰則。

第9回温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会（令和6年6月）では、調整後排出量の算定において森林吸収量等を調整に用いることが妥当とされたところ。このため、令和6年10月から森林小委員会において具体的な方法について検討を行い、とりまとめることとした。

## 【論点1：森林吸収量等の算定報告主体】

- ◆ 特定排出者であって、森林・木材を利用した固定資産を所有する事業者は、森林吸収量・木材製品の炭素蓄積変化量を調整後排出量に用いて算定報告できる。（特定排出者には連鎖化事業者（フランチャイズチェーン事業者）を含む。）
- ◆ 報告することを選択した特定排出者は、報告初年度以降は毎年度の報告が義務付けられる。
- ◆ 木材は建築物用途・非建築物用途の両方が含まれるが、非建築物用途については、「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」（林野庁）に即して炭素貯蔵量の算定を行うことができるものに限る。

## 【論点2：算定対象となる組織境界】

- ◆ 森林については、特定排出者の所有する森林を別の事業者が管理している場合、当該管理者が森林資源情報にフルアクセス可能であること等の要件を満たしていれば、管理者が報告可能とする。

## 【論点3：算定対象となるガス】

- ◆ CO<sub>2</sub>のみを算定報告対象とする。

## 【論点4：森林吸収量の取扱い】

- ◆ 所有する森林のうち、主伐個所を意図的に除外しない形で、一部を抽出して算定することができる。森林吸収量については、算定範囲に含めることとした森林のうち、森林経営計画、生物多様性増進活動実施計画又は連携生物多様性増進活動実施計画が作成された森林の区域のみを算定対象とする。
- ◆ 森林吸収量は、幹材積に国家GHGインベントリ上の樹種別の係数を乗じて算出する炭素貯蔵量合計をもとに算定する。幹材積は森林簿データの使用を原則としつつ、実測値を使用可能とする。
- ◆ 土地利用変化を伴う場合、生体バイオマス（地上部バイオマス、地下部バイオマス）に加え、土壌3プール（枯死木、リター、土壌）の吸収・排出量の算定を、国家GHGインベントリに準拠して行う。

## 【論点5：木材製品の炭素蓄積変化量の算定方法】

- ◆ 木材製品の炭素蓄積変化量は、建築物等に利用した木材（クリーンウッド法等に基づき合法性が確認された国産材）の量をもとに、「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」（林野庁）に基づき把握した炭素貯蔵量から算定する。

## 【論点6：算定報告の頻度】

- ◆ 算定報告は毎年度行う。

## 【論点7：持続性の担保、反転の取扱い】

- ◆ 過去に調整後排出量として報告した活動境界内の森林及び建築物について、譲渡等により活動境界から外れた場合には、その時点において過去に報告した分の炭素貯蔵量が喪失（固定されていた炭素がCO<sub>2</sub>として大気中に放出）したとみなし、過去に報告した純吸収の合計と同量を排出量として計上する。

## 【論点8：J-クレジットとの二重計上の防止】

- ◆ 森林由来J-クレジットについて、J-クレジット制度においてプロジェクト登録されている森林は算定範囲から除外しなければならない。
- ◆ 木材製品の炭素蓄積変化量について、インフロー算定においてクレジット化された炭素固定量を把握して排除することは困難である一方、廃棄時のアウトフロー算定においてインフローの全量を排出として取り扱うことから、使われた木材のクレジット化の有無の確認は不要とする。

## 【追加の論点】

- ◆ 森林吸収系J-クレジットの自家消費を認めることとする。
- ◆ 木材製品を利用した物件（住宅等）の販売等を行う場合は、算定報告の対象ではないが、任意報告において報告できるようにする。

## 木材製品を利用した物件（住宅等）の販売等を行う場合の取扱い

- ◆ SHK制度は自らが直接又は電気・熱の使用により間接的に排出した温室効果ガス排出量を報告する制度であり、販売した製品の使用等に伴う排出量は報告の対象となっていない（例えばソーラーパネルの販売事業者が温室効果ガスの排出削減効果を主張する権利を持たない。）。ただし、こうした排出はサプライチェーン排出量（スコープ3を含む。）として任意報告は可能。
- ◆ 同様に、木材製品の炭素蓄積変化量の算定報告主体を固定資産の所有者として整理しているのは、木材利用による環境価値を主張できる権利は販売者ではなく木材製品を所有する者に帰属するものであり、当該木材製品を販売（住宅販売等）する事業者がその権利を持つものではないという考え方によるもの。
- ◆ その上で、現行のSHK制度において、温室効果ガスの吸収量等に係る記載欄は、自らの吸収量に係る情報のみで、販売した木材製品の炭素貯蔵量は報告対象に含まれていないため、**任意報告の様式を改正**し、その他温室効果ガスの吸収量に係る報告事項として、**販売した木材製品の炭素貯蔵量を報告**できるようにする。
- ◆ なお、GHGプロトコルにおいて、現状では排出量が算定対象であり、吸収量・製品炭素貯蔵の取扱いについてはスコープ3も含め引き続き検討が行われているところ、その議論の進展を踏まえつつ、**今後必要に応じてSHK制度上の取扱いについても検討**。

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令 様式第2

5（4）温室効果ガス吸収等の取組及び吸収量等に関する情報

① 自らの温室効果ガス吸収等（所有する木材製品の炭素貯蔵を含む。）の取組及び吸収量等に関する情報


直下に②「他者の温室効果ガス吸収等（販売した木材製品の炭素貯蔵を含む。）に貢献する取組及び当該取組に係る吸収量等に関する情報」の様式を追加。